

民法(債権法)改正による保証委託約款の一部変更および交付方法の変更について

当社では2020年4月1日より改正民法(債権法)が施行されることから、保証委託約款を一部変更いたしますとともに、保証委託約款の交付方法を下記のとおり変更いたします。

記

1. 保証委託約款の一部変更

(1) 住宅ローンの保証にかかる保証委託約款の制定

- これまで、住宅ローンにかかる保証委託契約証書は原債務の額(銀行からの借入金額)等お客さまによって異なる契約事項とともに、保証料の取扱等すべてのお客さまに共通して画一的に適用される契約事項も規定しておりました。
- 民法(債権法)改正に伴い、保証委託契約証書はお客さまによって異なる契約事項だけとし、すべてのお客さまに共通して画一的に適用される契約事項は保証委託契約証書から分離し、「保証委託約款(有担保ローン)」として制定いたします。
- これにより、当社で定める保証委託約款は以下のとおりとなります。

名称	適用するローン
保証委託約款(カードローン)	カードローン
保証委託約款(無担保ローン)	フリーローンなど担保が必要ない証書貸付によるローン
保証委託約款(有担保ローン)	住宅ローン

(2) 保証委託約款の主な変更内容

- 保証委託約款の内容を以下のとおり一部変更いたします。
(注) 保証委託約款(有担保ローン)は、これまで保証委託契約証書で規定していた事項を変更のうえ制定いたします。

【主な変更内容】

- 改正後の民法(債権法)では、規定内容を変更するときの要件が明確にされたため、当社が規定内容を変更する場合の手続を明記いたします。
- 民法(債権法)の改正により連帯債務者・連帯保証人に対する債権者の履行請求に関する規律が見直されたため、連帯債務者または連帯保証人が複数人ある場合の当社からの履行請求の効力の取扱いを明記いたします。
- お客さま保護を一層促進するため、保証委託約款(カードローン)に規定する即時支払条項のうち「相続の開始があったとき」を削除いたします。

2. 保証委託約款の交付方法の変更

- これまで保証委託契約締結時にお客さまにお渡し、あるいは保証委託契約書の裏面に記載していた保証委託約款を、原則として山口銀行のホームページ上での掲載によって規定内容をお知らせする方法に変えさせていただきます。
- ご希望されるお客さまに対しては書面での交付も承りますので、お気軽に山口銀行の店頭にてお申し付けください。

3. 適用開始日

- ・ 2020年4月1日（水）より適用させていただきます。

以 上